第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節　特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

（特定事業活動振興計画の作成等）

第七十四条　福島県知事は、認定福島復興再生計画（第七条第五項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に即して（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して）、復興庁令で定めるところにより、福島において特定事業活動（個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動をいう。以下同じ。）の振興を図るための計画（以下この条及び次条第一項において「特定事業活動振興計画」という。）を作成することができる。

２　特定事業活動振興計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　特定事業活動振興計画の目標及び期間

二　特定事業活動の振興を図るため実施しようとする措置の内容

三　前二号に掲げるもののほか、特定事業活動振興計画の実施に関し必要な事項

３　福島県知事は、特定事業活動振興計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定により特定事業活動振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

５　内閣総理大臣は、第三項の規定により提出された特定事業活動振興計画について、必要があると認めるときは、福島県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　前三項の規定は、特定事業活動振興計画の変更について準用する。

（特定事業活動振興計画の実施状況の報告等）

第七十五条　福島県知事は、前条第三項の規定により提出した特定事業活動振興計画（その変更について同条第六項において準用する同条第三項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出特定事業活動振興計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

２　内閣総理大臣は、前条第二項第二号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、その改善のために必要な助言又は勧告をすることができる。

第五章第二節中第七十五条の次に次の見出し及び四条を加える。

（課税の特例）

第七十五条の二　提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人（当該特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の復興庁令で定める要件に該当するものとして福島県知事が指定するものに限る。以下「指定事業者」という。）であって、当該特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

第七十五条の三　指定事業者が、次に掲げる者を、福島に所在する事業所において雇用している場合には、当該指定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例があるものとする。

一　平成二十三年三月十一日において福島に所在する事業者に雇用されていた者

二　平成二十三年三月十一日において福島に居住していた者

（特定事業活動の実施状況の報告等）

第七十五条の四　指定事業者は、復興庁令で定めるところにより、その指定に係る特定事業活動の実施の状況を福島県知事に報告しなければならない。

２　福島県知事は、指定事業者が第七十五条の二の復興庁令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

３　福島県知事は、第七十五条の二の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

４　指定事業者の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、復興庁令で定める。

（指定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第七十五条の五　第二十六条の規定は、地方税法第六条の規定により、福島県又は福島の市町村が、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した指定事業者について、当該特定事業活動に対する事業税、当該特定事業活動の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（農林水産業の復興及び再生のための施策）」を付し、同条中「農林水産物の消費」を「福島の農林水産物等の消費」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二　国は、諸外国における福島の農林水産物等の輸入に関する規制の撤廃又は緩和を推進するため、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉その他必要な措置を講ずるものとする。

２　国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する福島の農林水産物等の輸出の不振に対処するため、海外における福島の農林水産物等の安全性に関する理解の増進並びにその販売を促進するための紹介及び宣伝に必要な措置を講ずるものとする。

第八十条中「減少」を「低迷」に改める。

第六章の章名中「推進」の下に「のための特別な措置」を加える。

第八十一条から第八十四条までを削る。

第八十五条中「認定重点推進計画（第八十一条第三項に規定する事項」を「認定福島復興再生計画（第七条第七項第一号に規定する事業」に、「同項」を「同号」に改め、第六章中同条を第八十一条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節　福島復興再生計画に基づく国有施設の使用等の特例

第八十六条中「認定重点推進計画」を「認定福島復興再生計画（第七条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条において同じ。）」に改め、同条の前に次の二条、一節及び節名を加える。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第八十二条　福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第八十三条　福島県知事が、重点推進事業として新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業を定めた福島復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、第七条第八項に規定する規制の特例措置を適用する。